

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】



① 新型コロナウイルス感染症により、主たる
生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を
負った世帯の方

⇒**保険料を全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)～(3)の
全てに該当する方

⇒**保険料の一部を減額**

【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年中の収入の
いずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること
- (3) **収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が
400万円以下**であること

保険料の減免額は、**減免対象の保険料額(A×B/C)**に、**令和3年の所得
の合計額に応じた減免割合(D)**をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

A: 被保険者の方の保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる
収入にかかる令和3年の所得の合計額

C: 世帯の令和3年の所得の合計額(※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合(D)

主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、

300万円以下の場合: 全部(10分の10)

400万円以下の場合: 10分の8 550万円以下の場合: 10分の6

750万円以下の場合: 10分の4 1,000万円以下の場合: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の
令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

※所得とは: 収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

【減免する保険料】

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されている保険料

※令和4年度分の保険料には、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に納期限が到来するものも含まれます。その場合、減免の対象となる要件が一部変更となりますので、詳しくはお問い合わせください。

【減免申請について】

減免申請については、**令和5年3月31日(金)**までに申請するようお願いいたします。

【申請に必要な書類の主な例】

① **主たる生計維持者の死亡又は、重篤な傷病**

・診断書、入院勧告書、退院証明書 など

② **主たる生計維持者の収入減少**

・主たる生計維持者及び同一世帯の被保険者全員の令和3年中の収入額及び所得額がわかるもの(確定申告書、住民税申告書、収支内訳書の写しなど)

・主たる生計維持者の令和4年中の収入実績及び令和4年12月までの収入見込みがわかるもの

・国や自治体から支給される各種給付金等を受け取った場合は、その金額がわかるもの

・主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、税務署に提出する廃業届、異動届の控え、雇用保険の受給資格者証 など

※令和3年度末に資格を取得したこと等による場合の保険料については、令和2年中の収入額及び所得額がわかるものなどが必要となります。



ご自身が減免の対象となるか、その場合どのような書類が必要かについては、お住いの市区町村又は、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課にお問い合わせください。

内容に関するお問合せはこちらまで

お住いの市区町村の担当窓口又は、宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課(022-266-1021)にお問い合わせください。